

1. 試験別要項

留学生入学試験

留学生入学試験は、本学経営学部・法学部に入学を希望する勉強意欲旺盛な留学生に対して、通常とは別の入学試験によって受け入れ、我が国と諸外国相互の教育研究水準の向上、および相互の理解と友好の増進に寄与することを目的に実施しています。

募集人員 経営学部 経営学科 若干名
法学部 法律学科 若干名

出願資格 (1) 以下のいずれかの要件を満たす者
① 日本国以外の国籍を有し、2024年3月31日までに18歳に達する者
② 外国において、正規の課程による12年の学校教育を修了し、その国において大学入学資格を有する者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者^{注1}
③ 進学または勉学を目的として日本に居住し、『出入国管理および難民認定法』に定める在留資格「留学」を有する者、またはそれ以外の在留資格を有する者で、入学後に在留資格を「留学」に変更できる者
(2) その他
原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験（日本語科目）」や、独立行政法人国際交流基金と公益財団法人国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」を2022年または2023年に受験していることが望ましい。

注1. 国によっては高等学校卒業時までに12年の教育課程を必要としない場合など、**出願資格に疑問がある場合は、出願開始前の早い時期に入試部に問い合わせてください。**

試験日程

	出願期間	試験日	合格発表	入学手続締切日
第1回	10月23日(月)～ 11月6日(月)必着	11月18日(土) 午前9時半開始	12月1日(金) 午前10時	12月15日(金)必着
第2回	1月4日(木)～ 1月12日(金)必着	1月25日(木) 午前10時開始	2月8日(木) 午後5時	2月20日(木)必着
第3回	1月29日(月)～ 2月5日(月)必着	2月17日(土) 午前10時開始	2月22日(木) 午前10時	3月8日(金)必着

試験会場 白鷺大学 本キャンパス

試験時間割

1時限	2時限
日本語（小論文含む）	口頭試問・面接

※時間の詳細は、受験票で確認してください。
※試験開始30分前までに試験室に入室し、着席してください。
※試験中の途中退席はできません。
※面接時間は試験当日発表します。面接終了まで学外に出られませんので昼食（軽食）を持参してください。

選考方法 次の(1)～(3)に基づく総合評価により可否を判定します。
(1) 書類審査
(2) 筆記試験：「日本語」（小論文400字程度を含む） 100点/60分
(3) 口頭試問・面接

出願方法 「2. 出願」(P.9)を参照してください。

出願書類

	出願書類等	摘要
1	入学志願票 (本学所定用紙)	志願者本人が記入すること。(手書き)
2	カラー写真1枚 (縦4cm×横3cm)	入学志願票の所定欄に貼付。(裏面に氏名記入) ※正面、上半身脱帽、背景および枠無 (スナップ・カラープリンター出力写真不可) ※3ヶ月以内に撮影したもの
3	検定料振込済証明書	銀行受付印のある「振込済証明書」を同封。
4	卒業証明書、 または 卒業証書	出身高等学校作成の卒業証明書(原本)、または卒業証書(原本) ※卒業証書については、試験日当日受験生に返却する。
5	学業成績証明書	出身高等学校の成績証明書(原本) ※飛び級または繰り上げ卒業の場合は、これを証明する高等学校発行の書類を添付。
6	日本で在籍したすべての教育機関の成績証明書(日本語学校や専門学校等)	成績、出席率などが記載された証明書 ※在籍中の方は、各入試出願締切日より1ヶ月以内に発行されたものに限る。 ※入学志願票の出席率の欄は、成績証明書等の出願書類記載のとおり記入してください。
7	志望理由書 (本学所定用紙)	志願者本人が記入すること。(手書き)
8	在留カードのコピー または、住民票	在留カードのコピーを提出する場合は、必ず表・裏両面のコピーをしてください。 住民票を提出する場合は、国籍・在留資格・在留期間・在留期間満了日の記載を含むもので、出願時の3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。 ※マイナンバーが記載された住民票は提出しないでください。
9	パスポートのコピー	出願時に有効なパスポートの氏名・生年月日・パスポート番号・顔写真・有効期限のページをコピーしてください。 二重国籍者は両国のパスポートのコピーを提出してください。
10	日本留学試験、 日本語能力試験成績通知書のコピー	受験者のみ。 ※独立行政法人日本学生支援機構が、2022年または2023年に実施した「日本留学試験（日本語）」の成績通知書の写し ※独立行政法人国際交流基金と公益財団法人国際教育支援協会が、2022年または2023年に実施した「日本語能力試験」の成績証明書の写し

注)

- 提出する書類は英語または日本語とします。それ以外の言語の場合は、大使館、または国で認可された公証役場等で公証印を受けた翻訳（日本語）を添付してください。
- 出願書類（学業成績証明書・卒業証明書等）は、いかなる理由があっても返却しません。
- 証明書が複数ページにわたる場合、すべてのページに学校印又は発行責任者の署名が必要です。
- 事由により戸籍と証明書の氏名が異なる場合、戸籍抄本（1通）を添付してください。
なお、提出する証明書の氏名がパスポートに記載されたものと異なる場合は、同一人物であることがわかる公的機関の証明が必要です。
- 本人記載書類（入学志願票、志望理由書）は、すべて日本語で記入してください。
- 授業は日本語で行われます。そのため十分な日本語能力が要求されます。日本語能力が十分でない場合、4年間で卒業できないこともあります。
- 日本国内に所在する日本語学校在籍者で、日本語学校の出席・成績が不良の場合、法務省入国管理局により在留資格が付与されないことや、在留資格の期間更新、変更等が許可されない場合があります。
- 出願書類に虚偽の記載事項が認められた場合には、合格や入学許可を取り消すことがあります。